

国立大学法人山形大学の平成23事業年度財務諸表
及び決算報告書に関する意見書

私たち監事は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人山形大学の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表及び決算報告書について監査を実施し、その結果について以下のとおり意見を付して報告いたします。

1 監査方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他の重要な会議に出席するほか、役員等から業務の状況を聴取し、重要な書類を閲覧し、本部及び学部等において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人山形大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 学長及び理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実はありません。

平成24年6月14日

国立大学法人 山形大学
学 長 結 城 章 夫 殿

国立大学法人 山形大学

監 事 齋 藤 亮



監 事 三 浦 正 昭

